

平成29年10月24日

平成29年度第7回美浦村定例教育委員会議案

美浦村教育委員会

日時 平成 29 年 10 月 24 日 (火) 午前 9 時 30 分  
場所 美浦村役場 3 階 委員会室

## 日 程

1. 開会
2. 教育長あいさつ
3. 付議事項  
議案第 1 号 平成 29 年度要保護・準要保護児童生徒の認定について
4. 報告事項  
報告第 1 号 美浦村子ども・子育て支援事業計画（中間見直し）について
5. その他
6. 閉会

議案第1号

平成29年度要保護・準要保護児童生徒の認定について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成29年10月24日

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

報告第1号

美浦村子ども・子育て支援事業計画（中間見直し）について

上記について、別紙のとおり報告する。

平成29年10月24日提出

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

資料

## 美浦村

# 子ども・子育て支援事業計画

(中間見直し)

## 子ども・子育て支援事業計画中間見直し

子ども・子育て関連 3 法が平成 24 年 8 月に成立し、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組みを定める「子ども・子育て支援法」に基づく、子ども・子育て支援新制度により、子ども・子育て支援のニーズを反映した平成 27 年度から 5 年を 1 期とする「美浦村子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

市町村子ども・子育て支援事業計画については、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成 26 年内閣府告示第 159 号。以下「基本方針」という。)において、「法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業計画の見直しを行う」とされています。

また、平成 29 年 6 月 2 日に「子ども安心プラン」が公表され、待機児童解消に取り組む意欲的な自治体を支援するため、待機児童を解消するために必要な受け皿約 22 万人分の予算を平成 30 年度から平成 31 年度までの 2 年間で確保した上で、遅くとも平成 32 年度までの 3 年間で待機児童を解消するとともに、「M 字カーブ」を解消するため、平成 34 年度末までの 5 年間で 25 歳～44 歳の女性就労率 80%に対応できる約 32 万人分の受け皿を整備することとされました。

このことから、美浦村においても「美浦村子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しを行い、子育て支援施策をさらに推進してまいります。

### 中間見直しのポイント

- 数値的な見込みの平成 30 年度・平成 31 年度の見直し
- 保育の待機児童の解消に向けた取組み
- 現状に見合った地域子ども・子育て支援事業の見直し

# 第1章

# 中間見直しにあたって

## 1-1 中間見直しの考え方 作業の手引きより

### 1.見直しの要否の基準

※支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、教育・保育の量の見込みと大きく乖離している場合の解釈等

平成28年4月1日時点の支給認定区分ごと(3号認定については、0歳児と1.2歳児ごと。以下同じ。)の子どもの実績値が、市町村計画における量の見込みよりも10%以上の乖離がある場合(実績値/量の見込み $\leq$ 90%、110% $\leq$ 実績値/量の見込みとなる場合)には、「支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、教育・保育の量の見込みと大きく乖離している場合」に該当し、原則として見直しが必要となる。

また、10%以上の乖離がない場合についても

- ① 平成29年度末以降も引き続き受け皿の整備を行わなければ、待機児童等の発生が見込まれる場合
- ② 既に市町村計画において年度ごとに設定した目標値を超えて整備を行った年度がある場合には、「大きく乖離している場合」に準じて、見直しを行うものとする。

なお、市町村の判断により見直しが必要となる場合には、見直しを行うことは差し支えない。

### 2.見直しの手順

#### (1)実績値の把握

見直しの要否における「支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数」については、平成28年4月1日時点における実績値に基づくこととする。

#### 【1号認定こども】

1号認定こどもについては、市町村計画における「量の見込み」の中に、支給認定を受けずに、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園(以下「未移行園」という。)を利用する子どもの数も含める。

## 【2・3号認定こども】

2・3号認定こどもについては、認定を受けた後に利用調整を行うことが通常と考えられることから、認定実績を「実績値」とすることを基本とする。

### (2)「実績値」と「量の見込み」との比較

(1)に基づき把握した「実績値」について、支給認定区分ごとに、市町村計画における「量の見込み」(必要利用定員総数)と比較した結果、見直しが必要と判断する場合には、以下の記載に従って、要因分析及びそれに基づく見直し作業を行うこととする。

### (3)要因分析及び補正

#### 中間年における「量の見込み」の見直しの考え方

中間年における教育・保育の量の見込みの見直しにおいては、要因を精査の上、平成31年度末までの「①推計児童数」と「②潜在家庭類型・③利用意向率」を改めて算出の上、「量の見込み」の補正を行う。

その際、「①推計児童数」については、最新の諸情勢(自然増減(出生数－死亡数)と社会増減(転入数－転出数)の双方を含む。)を踏まえて再度推計を実施して数値を補正するとともに、「②潜在家庭類型・③利用意向率」については、直近の数字である平成28年4月時点における1号～3号の支給認定区分ごとに、児童数に占める支給認定子どもの割合(以下「支給認定割合」という。)の数値をもって代替することを基本としつつ、「支給認定割合の補正の考え方」で記載の要素を加味して補正を行うこととする。

#### 【「量の見込み」計算式(中間年における見直し時)】

「補正後の推計児童数」×「支給認定割合」＝「見直し後の量の見込み(人)」

## 第2章

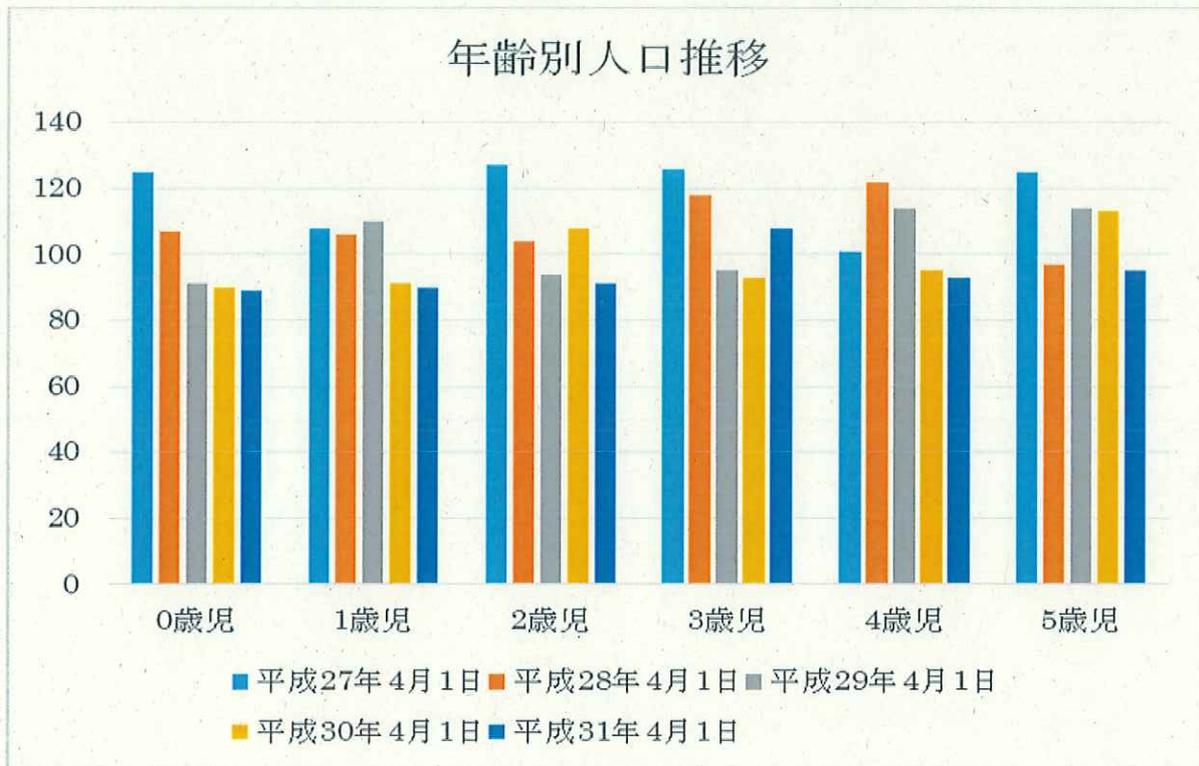
# 子ども・子育てを取り巻く現状

### 1-1 美浦村の概況

#### (1) 人口構成状況

美浦村年齢別人口構成 ※住民基本台帳より 平成29年10月1日からは推計 (人)

	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		平成31年	
	4月1日	10月1日								
0歳児	125	112	107	101	91	91	90	90	89	89
1歳児	108	100	106	106	110	108	91	91	90	90
2歳児	127	119	104	95	94	93	108	106	91	91
3歳児	126	119	118	109	95	95	93	93	108	108
4歳児	101	119	122	113	114	113	95	95	93	93
5歳児	125	93	97	111	114	113	113	113	95	95



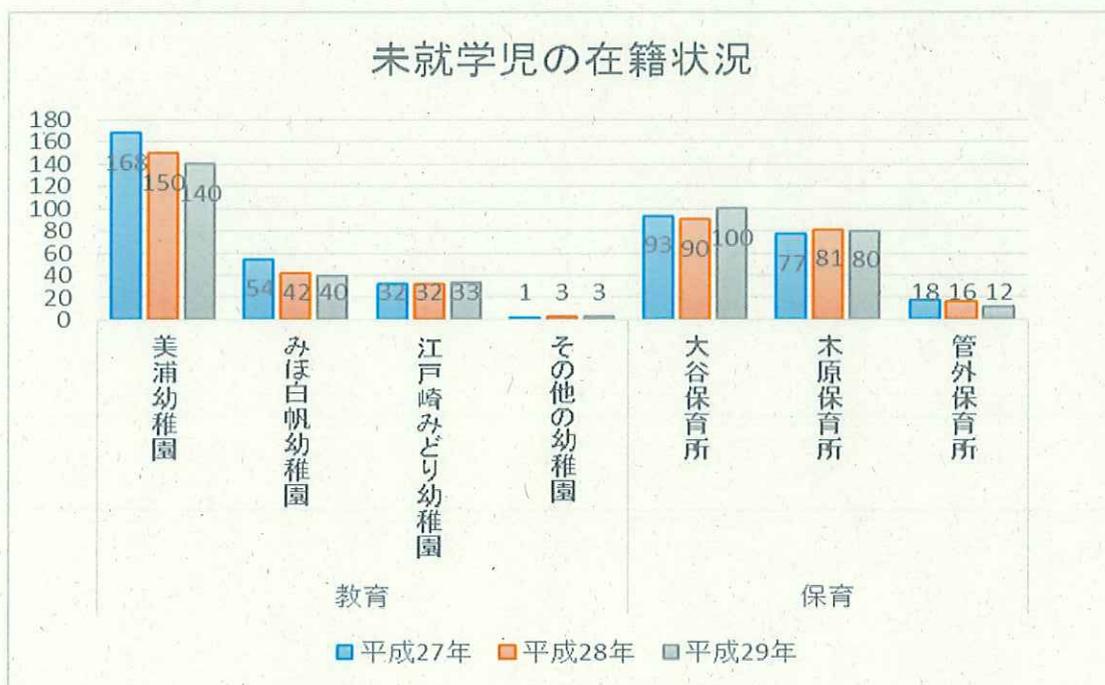
## 1-2 教育・保育の状況

### (1) 就学前児童の状況

未就学児童の在籍状況

(人)

		平成27年	平成28年	平成29年
教育	美浦幼稚園	168	150	140
	みほ白帆幼稚園	54	42	40
	江戸崎みどり幼稚園	32	32	33
	その他の幼稚園	1	3	3
保育	大谷保育所	93	90	100
	木原保育所	77	81	80
	管外保育所	18	16	12



※事業報告書より 平成29年度については、9月末日の在籍状況

## 第3章

# 子ども・子育て支援事業について

## 1-1 制度における認定基準について

### (1) 制度の全体像

子ども・子育て支援新制度による事業は、大きく「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに分かれます。

「1.子ども・子育て支援給付」については、幼児期の教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

また、「2.地域子ども・子育て支援事業」は、市町村が地域の子ども・子育てについて、家庭の実情に応じて実施する事業（13事業）となります。

本節及び次節では、これらの事業需要量の見込みや、確保の方策について定めます。

#### ■ 子ども・子育て支援制度の全体像

### 1. 子ども・子育て支援給付

#### 施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所

#### 地域型保育給付

- 小規模保育  
(定員は6人以上19人以下)
- 家庭的保育  
(保育者の居宅等において保育を行う。定員は5人以下)
- 居宅訪問型保育  
(子どもの居宅等において保育を行う)
- 事業所内保育  
(事業所内の施設等において保育を行う)

### 2. 地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援に関する事業【新設】
- ②時間外保育事業
- ③放課後児童健全育成事業
- ④子育て短期支援事業
- ⑤地域子育て支援拠点事業
- ⑥一時預かり事業
- ⑦病児・病後児保育事業
- ⑧ファミリー・サポート・センター事業
- ⑨実費徴収に係る補足給付を行う事業【新設】
- ⑩多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新設】
- ⑪乳児家庭全戸訪問事業
- ⑫養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業
- ⑬妊婦健診

※ 施設型給付…施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」等の教育・保育施設です。市町村が保護者に対して施設型給付費を支給することとなります。

## (2) 制度における認定基準

### ① 認定区分

幼稚園や保育所などの教育・保育については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分にそれぞれ認定し実施することとなります。

- ・1号認定を受けた子どもに対しては、幼稚園または認定こども園の幼稚園機能として教育を提供する事業となります。
- ・2号及び3号認定を受けた子どもに対しては、保育所、地域型保育または認定こども園の保育所機能として保育を提供する事業となります。

### ■ 3つの認定区分

<b>1号認定</b>	<b>教育標準時間認定</b>
お子さんが <u>満3歳以上</u> で、教育を希望する場合 <b>利用先</b> 幼稚園、認定こども園	
<b>2号認定</b>	<b>満3歳以上・保育認定</b>
お子さんが <u>満3歳以上</u> で、「保育の必要な事由（就労、出産等）」に該当し、保育所等での保育を希望する場合 <b>利用先</b> 保育所、認定こども園	
<b>3号認定</b>	<b>満3歳未満・保育認定</b>
お子さんが <u>満3歳未満</u> で、「保育の必要な事由（就労、出産等）」に該当し、保育所等での保育を希望する場合 <b>利用先</b> 保育所、認定こども園、地域型保育	

### ② 保育の必要性の認定

保育の必要性の認定（2号、3の認定を受ける子ども）に当たっては次の3項目の基準に基づき、認定を行います。なお、詳細については、担当窓口等で必ずご確認ください。

#### 事由

- ・就労…フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的にすべての就労。
- ・就労以外の事由…保護者の疾病・障害、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして本村が定める事由。

#### 区分（月単位の保育の必要量に関する区分）

- ・保育標準時間…主にフルタイムの就労（月120時間以上）を想定した長時間利用。
- ・保育短時間…主にパートタイムの就労（月48時間以上～120時間未満）を想定した短時間利用。

#### 優先利用

- ・ひとり親家庭や虐待または生活保護等により、保護・養護が必要となる場合。
- ・育児休業明けや、兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合等の事情。

# 第4章

# 計画見直しについて

## 1 「ニーズ量」と「目標事業量」の算出について

### (1) 保育における見込み量算出のための基礎調査票

0歳児～5歳児における児童数及び保育における利用見込み、利用定員

年齢ごとに児童数、保育申込み数、入所人数、利用率、利用定員数に整理

平成29年度までは実績数、平成30年度からは見込み見直し数

美浦村の場合は、3歳児から公立幼稚園の利用が始まり教育利用が多くなる状況

	0歳児																	
	H27				H28				H29			H30			H31			
	4.1時点	10.1時点	3.1時点	最大値-最小値	4.1時点	10.1時点	3.1時点	最大値-最小値	4.1時点	10.1時点 (見込み)	差 (10月-4月)	4.1時点 (見込み)	10.1時点 (見込み)	差 (10月-4月)	4.1時点 (見込み)	10.1時点 (見込み)	差 (10月-4月)	
児童数	125	112	110	15	107	101	95	12	91	91	0	90	90	0	89	89	0	
申込者数	9	20	20	11	12	20	25	13	12	20	-8	15	21	6	16	21	5	
入所者数	9	17	17	8	12	15	13	3	12	18	-6	15	21	6	16	21	5	
利用率	7.2%	15.2%	15.5%	0.082545	11.2%	14.9%	13.7%	0.036365	13.2%	19.8%	-0.06593	16.7%	23.3%	0.066667	18.0%	23.6%	0.05618	
利用定員数	12	18	18	/	18	18	18	/	18	18	/	21	21	/	21	21	/	
弾力運用後の受入可能人数				/				/			/			/			/	
確保方策が入所者数を下回っている場合の受入体制	管外委託2.3名あり								10/1 待機2名			利用定員 木原9 大谷12			利用定員 木原9 大谷12			

	1歳児																	
	H27				H28				H29			H30			H31			
	4.1時点	10.1時点	3.1時点	最大値-最小値	4.1時点	10.1時点	3.1時点	最大値-最小値	4.1時点	10.1時点 (見込み)	差 (10月-4月)	4.1時点 (見込み)	10.1時点 (見込み)	差 (10月-4月)	4.1時点 (見込み)	10.1時点 (見込み)	差 (10月-4月)	
児童数	108	100	101	8	106	106	112	6	110	108	-2	91	91	0	90	90	0	
申込者数	29	31	33	4	29	32	34	5	32	32	0	33	33	0	33	33	0	
入所者数	29	31	33	4	29	32	34	5	32	31	1	33	33	0	33	33	0	
利用率	26.9%	31.0%	32.7%	0.058214	27.4%	30.2%	30.4%	0.029987	29.1%	28.7%	0.003872	36.3%	36.3%	0	36.7%	36.7%	0	
利用定員数	36	36	36	/	36	36	36	/	36	36	/	35	35	/	35	35	/	
弾力運用後の受入可能人数				/				/			/			/			/	
確保方策が入所者数を下回っている場合の受入体制									10/1 待機1名									

	2歳児																	
	H27				H28				H29			H30			H31			
	4.1時点	10.1時点	3.1時点	最大値- 最小値	4.1時点	10.1時点	3.1時点	最大値- 最小値	4.1時点	10.1時点 (見込み)	差 (10月-4月)	4.1時点 (見込み)	10.1時点 (見込み)	差 (10月-4月)	4.1時点 (見込み)	10.1時点 (見込み)	差 (10月-4月)	
児童数	127	119	106	21	104	95	88	16	94	93	-1	108	108	0	91	91	0	
申込者数	38	36	36	2	35	36	40	5	39	39	0	37	37	0	37	37	0	
入所者数	38	36	36	2	35	36	40	5	39	39	0	37	37	0	37	37	0	
利用率	29.9%	30.3%	34.0%	0.04041	33.7%	37.9%	45.5%	0.118007	41.5%	41.9%	-0.00446	34.3%	34.3%	0	40.7%	40.7%	0	
利用定員数	42	42	42	/	42	42	42	/	42	42	/	39	39	/	39	39	/	
弾力運用後の受入可能人数				/				/			/			/			/	
確保方策が入所者数を下 回っている場合の受入体制																		

	3歳児(2号)																	
	H27				H28				H29			H30			H31			
	4.1時点	10.1時点	3.1時点	最大値- 最小値	4.1時点	10.1時点	3.1時点	最大値- 最小値	4.1時点	10.1時点 (見込み)	差 (10月-4月)	4.1時点 (見込み)	10.1時点 (見込み)	差 (10月-4月)	4.1時点 (見込み)	10.1時点 (見込み)	差 (10月-4月)	
児童数	126	119	112	14	118	109	101	17	95	95	0	93	93	0	108	108	0	
申込者数	35	34	36	2	31	31	31	0	37	36	1	35	35	0	35	35	0	
入所者数	35	34	36	2	31	31	31	0	37	36	1	35	35	0	35	35	0	
利用率	27.8%	28.6%	32.1%	0.043651	26.3%	28.4%	30.7%	0.044219	38.9%	37.9%	0.010526	37.6%	37.6%	0	32.4%	32.4%	0	
利用定員数	39	39	39	/	39	39	39	/	39	39	/	35	35	/	35	35	/	
弾力運用後の受入可能人数				/				/			/			/			/	
確保方策が入所者数を下 回っている場合の受入体制												※広域利用1名見込み			※広域利用1名見込み			

	4歳児(2号)																	
	H27				H28				H29			H30			H31			
	4.1時点	10.1時点	3.1時点	最大値- 最小値	4.1時点	10.1時点	3.1時点	最大値- 最小値	4.1時点	10.1時点 (見込み)	差 (10月-4月)	4.1時点 (見込み)	10.1時点 (見込み)	差 (10月-4月)	4.1時点 (見込み)	10.1時点 (見込み)	差 (10月-4月)	
児童数	101	119	128	27	122	113	109	13	114	113	-1	95	95	0	93	93	0	
申込者数	24	25	27	3	36	32	33	4	33	32	1	35	35	0	35	35	0	
入所者数	24	25	27	3	36	32	33	4	33	32	1	35	35	0	35	35	0	
利用率	23.8%	21.0%	21.1%	0.02754	29.5%	28.3%	30.3%	0.019566	28.9%	28.3%	0.006288	36.8%	36.8%	0	37.6%	37.6%	0	
利用定員数	30	30	30	/	30	30	30	/	30	30	/	35	35	/	35	35	/	
弾力運用後の受入可能人数				/				/			/			/			/	
確保方策が入所者数を下 回っている場合の受入体制												※広域利用1名見込み			※広域利用1名見込み			

	5歳児(2号)																	
	H27				H28				H29			H30			H31			
	4.1時点	10.1時点	3.1時点	最大値- 最小値	4.1時点	10.1時点	3.1時点	最大値- 最小値	4.1時点	10.1時点 (見込み)	差 (10月-4月)	4.1時点 (見込み)	10.1時点 (見込み)	差 (10月-4月)	4.1時点 (見込み)	10.1時点 (見込み)	差 (10月-4月)	
児童数	125	93	100	32	97	111	122	25	114	113	-1	113	113	0	95	95	0	
申込者数	30	30	30	0	27	22	22	5	34	33	1	32	32	0	32	32	0	
入所者数	30	30	30	0	27	22	22	5	34	33	1	32	32	0	32	32	0	
利用率	24.0%	32.3%	30.0%	0.082581	27.8%	19.8%	18.0%	0.098023	29.8%	29.2%	0.00621	28.3%	28.3%	0	33.7%	33.7%	0	
利用定員数	35	35	35		35	35	35		35	35		35	35		35	35		
弾力運用後の受入可能人数																		
確保方策が入所者数を下 回っている場合の受入体制												※広域利用1名見込み			※広域利用1名見込み			

## (2) 中間年の見直しに係る量の見込みの数値補正の考え

保育における中間見直しの補正に関する考え方

それぞれ1・2・3号における現状と課題をまとめ、平成30・31年度の利用率を踏まえて見込み量を算出

<1号>

H28.4.1時点の認定者実績が私立34人1号以外の教育40名、公立150人合計224名、計画値が100人であり、10%以上乖離（計画値より増加）している。

要因分析したところ、公立幼稚園の利用者が多く、調査の見込み量との差が大きい。3歳以上の約7割程度が利用している公立幼稚園の利用が、調査の見込み量との差が大きくしている要因と考えられる。

段階的幼児教育の無償化による私立幼稚園利用者負担額と以前より低額の公立幼稚園の利用者負担額（最高利用者負担額9000円）を比較して利用する利用者が多いと考えられる。

また、児童数の推計と実績が乖離していること、支給認定人数はH28年度が184名、H29年度が179人で推移していることから、以下のようにより、H30、31年度の量の見込みを算出した。

<具体的な見込み量>

H30年度 222人 児童数見込み3歳～5歳 301名×73%=219.7

H31年度 222人 児童数見込み3歳～5歳 296名×75%=222.0

<2号>

H28.4.1時点の認定者実績が私立8人公立88人計96人、計画値が183人であり、10%以上乖離（計画値より減少）している。

要因については、1号認定と同じく、公立幼稚園の利用者が多く、3歳の入所を待って仕事を始める母親も多いが、幼稚園利用の範囲内でのパートや祖父母の協力での就労をしているケースが多くみられる。保育と教育の利用者負担額の格差から生活費を踏まえて利用する施設を考

えている方が多くみられる。

また、幼稚園の利用者は、友達作りや一緒に学校に上がれることを考えて公立の幼稚園を利用する方が多い。

児童数の推計と実績が乖離していることにより、見込み量の修正を行う。

<具体的な見込み量>

H30 年度 103 人 児童数見込み 3 歳～5 歳 301 名×34%=102.3

H31 年度 103 人 児童数見込み 3 歳～5 歳 296 名×35%=103.6

<3号(0歳)>

H28.4.1 時点の認定者実績が私立(管外保育所)3人公立9人計12人、計画値が31人であり、10%以上乖離(計画値より減少)している。

H27 年度認定数 20 名入所 17 名、H28 年度認定数 20 名入所 15 名、H29 年度認定数 20 名入所 18 名

要因については、4 月当所の待機児童は 0 人であり、育児休業明けの年度途中の待機児童も入所できている現状にあることにより、計画調査時の意向と実際の差が見られている。

子育て支援センターを利用している 0 歳児の状況からも仕事はしたいが、0 歳児を預けてまではとの意見が多い。

また、育児休業も多くは 1 年程度とれる職場が多く、意向調査との差があると考えられる。児童数の推計と実績が乖離していることにより、見込み量の修正を行う。

<具体的な見込み量>

H30 年度 21 人 児童数見込み 0 歳 90 名×23%=21

H31 年度 21 人 児童数見込み 0 歳 89 名×23%=20.5

<3号(1・2歳)>

H28.4.1 時点の認定者実績が私立(管外保育所)7人公立62人計69人、計画値が98人であり、10%以上乖離(計画値より減少)している。

現在、1.2 歳の待機児童はなく、年度途中での待機児童についても 1 歳児が 1.2 名程度となっている。

3 歳を待って公立の幼稚園を利用する方が以前から多く見られ、地域の特徴ではないかと考えられる。

児童数の推計と実績が乖離していることにより、見込み量の修正を行う。

<具体的な見込み量>

H30 年度 70 人 児童数見込み 1.2 歳 199 名×35%=69.7

H31 年度 70 人 児童数見込み 1.2 歳 181 名×38%=68.8

### (3) 教育・保育量の見込みの補正

平成 28 年度までは修正前計画値、平成 30 年度・平成 31 年度は修正前、修正後記載

	平成 26 年度実績					平成 27 年度					
	幼稚園		保育所			教育のみ		保育の必要性あり			
	3-5 歳		3-5 歳	0 歳	1.2 歳	1 号 (3-5 歳)	2 号 (3-5 歳)	2 号 (3-5 歳)	3 号 (0 歳)	3 号 (1.2 歳)	
① 量の見込み	253		86	15	56	100	20	186	32	99	
② 確保の内容	教育・保育施設						200		105	18	66
	認可外保育						(20)		(1)	-	
	地域型保育事業						-	-	-	-	
②-①(過不足)						100		▲101	▲14	▲33	

	平成 28 年度					平成 29 年度					
	教育のみ		保育の必要性あり			教育のみ		保育の必要性あり			
	1 号 (3-5 歳)	2 号 (3-5 歳)	2 号 (3-5 歳)	3 号 (0 歳)	3 号 (1.2 歳)	1 号 (3-5 歳)	2 号 (3-5 歳)	2 号 (3-5 歳)	3 号 (0 歳)	3 号 (1.2 歳)	
①量の見込み	100	20	183	31	98	100	19	173	30	96	
② 確保の内容	教育・保育施設	200		125	18	76	185		125	21	80
	認可外保育										
	地域型保育事業	-	-	-	3	-	-	-	-	3	-
②-①(過不足)	100		▲78	▲10	▲22	85		▲67	▲6	▲16	

	平成 30 年度					平成 31 年度					
	教育のみ		保育の必要性あり			教育のみ		保育の必要性あり			
	1 号 (3-5 歳)	2 号 (3-5 歳)	2 号 (3-5 歳)	3 号 (0 歳)	3 号 (1.2 歳)	1 号 (3-5 歳)	2 号 (3-5 歳)	2 号 (3-5 歳)	3 号 (0 歳)	3 号 (1.2 歳)	
①量の見込み	100	18	163	29	92	100	17	161	27	89	
② 確保の内容	教育・保育施設	170		125	24	89	165		125	24	89
	認可外保育										
	地域型保育事業	-	-	-	3	-	-	-	-	3	-
②-①(過不足)	70		▲56	▲2	▲3	65		▲53	0	0	

#### 修正後

	平成 30 年度					平成 31 年度					
	教育のみ		保育の必要性あり			教育のみ		保育の必要性あり			
	1 号 (3-5 歳)	2 号 (3-5 歳)	2 号 (3-5 歳)	3 号 (0 歳)	3 号 (1.2 歳)	1 号 (3-5 歳)	2 号 (3-5 歳)	2 号 (3-5 歳)	3 号 (0 歳)	3 号 (1.2 歳)	
① 量の見込み	230		103	21	70	230		103	21	70	
② 確保の内容	教育・保育施設	343		105	21	74	343		105	21	74
	認可外保育										
	地域型保育事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
②-①(過不足)	113		2	0	4	113		2	0	4	

## 施設別利用定員数

施設名		平成29年度									
		利用定員	1号	利用定員2号				利用定員3号			
				小計	3歳	4歳	5歳	小計	0歳	1歳	2歳
教育	美浦幼稚園	200	200								
	みほ白帆幼稚園	105	105								
保育	大谷保育所	120		63	24	19	20	57	9	24	24
	木原保育所	80		41	15	11	15	39	9	12	18

施設名		平成30年度～平成31年度									
		利用定員	1号	利用定員2号				利用定員3号			
				小計	3歳	4歳	5歳	小計	0歳	1歳	2歳
教育	美浦幼稚園	200	200								
	みほ白帆幼稚園	105	105								
保育	大谷保育所	120		63	21	21	21	57	12	24	21
	木原保育所	80		42	14	14	14	38	9	11	18

### 待機児童解消に向けた対策

- ・過去5年間において、4月当所の待機児童は0ですが、10月時点で0歳児において待機児童が発生している状況にあります。
- ・平成30年度から上記利用定員に変更をし、0歳児の利用定員を増やし、待機児童ゼロを目指します。

## 2 地域子ども・子育て支援事業の中間見直し事業

### 中間見直しポイント

- 地域子ども・子育て支援事業 13 事業中、中間見直しを必要とする事業について、現状と修正点をまとめました。
- 地域子育て支援拠点事業は、平成 29 年度より地域交流館みほふれ愛プラザ内に移転となり、利用状況を報告

### (1) 利用者支援事業

#### 事業概要と現状

本事業は、子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業となります。

#### 実施状況

平成 28 年度に準備し、平成 29 年度に開始

#### 実績値と本計画期間の計画値

	実績	本計画期間の見込み				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み	0	0	0	0	0	0
② 確保の内容	0	0	0	1	1	1

※実施か所数

※修正 平成 30 年度実施 → 平成 29 年度実施に修正

## (2) 地域子育て支援拠点事業

### 事業概要

本事業は、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

### 実施状況

地域子育て支援拠点事業は、木原地区多目的集会施設を利用し、美浦村子育て支援センターとして活動の拠点として平成28年度まで実施

平成29年度からは、地域交流館「みほられ愛プラザ」に移転し、子育て支援拠点事業を実施しています。地域交流館には、直売所や商業施設も隣接しており、近隣地域の親子も利用でき、地域の活性化と合わせて子育て支援を行っています。

### 実施状況(平成29年度途中報告)

月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	累計
子育て支援センター 利用状況	新規登録者数	219	63	46	55	42	35							460
	(うち村外)	44	29	27	35	26	26							187
	利用児童数	826	710	737	905	639	653							4,470
	(うち村外)	97	104	96	202	150	176							825
	保護者数	781	650	668	786	562	625							4,072
	利用者小計	1,607	1,360	1,405	1,691	1,201	1,278							8,542
	わんぱくルーム利用者数	83	126	133	205	100	98							745
	合計	1,690	1,486	1,538	1,896	1,301	1,376							9,287
	平均滞在時間		1:31	1:46	1:46	1:47	1:43	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	1:42
	前年利用者小計	496	492	623	531	447	576	529	528	478	474	462	506	6142
前年比(%)	340.73	302.03	246.87	357.06	291.05	238.89	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	307.55	
ファミリーサポート利用数	19	21	38	41	24	25							168	
交流館	研修室	27	210	397	615	263	259							1,771
	見学者	226	120	133	127	61	89							756
	交流サロン		215	247	328	333	304							1,427
	情報提供コーナー利用		555	504	609	507	471							2,646

### (3) 養育支援訪問事業

#### 事業概要と現状

本事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業となります。

#### 今後の方向性

本村では、平成31年度の実施を目標に、年々、育児支援を必要とするケースの増加に伴い、具体的な支援として養育支援訪問事業の導入を検討します。

また、支援の開始の有無については担当者のみの判断ではなく、ケース検討会等の開催により、決定していく流れも検討し、適正な事業を推進します。

#### 実績値と本計画期間の計画値

実人員	実績	本計画期間の見込み				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	0	0	0	0	0	1
② 確保の内容	—	0	0	0	0	1
② - ①	—	0	0	0	0	0

※実人員

※修正 平成28年度実施 → 平成31年度実施に修正

#### (4) 子育て短期支援事業

##### 事業概要と現状

本事業は、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）となります。

##### 今後の方向性

本村では、量の見込みとしては挙がっていませんが、実際の相談ケースは年に1件程度の実績があるため、確保方策としては、実際に相談が挙がった場合に利用できるよう近隣の施設との委託契約を結び、体制の整備を図ります。

##### 実績値と本計画期間の計画値

延べ	実績	本計画期間の見込み				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み	0	0	0	0	0	1
③ 確保の内容	—	0	0	0	0	1
② - ①	—	0	0	0	0	0

※実人員

※修正 平成 28 年度実施 → 平成 31 年度実施に修正

## (5) 延長保育事業

### 事業概要と現状

本事業は、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業となります。

### 今後の方向性

本村では、時間外の実績については開所時間が現在、午後 6 時 30 分までであり、開設時間が 11 時間以内のため、時間外は行っていません。

今後、利用者の意向に合わせて検討します。

### 実績値と本計画期間の計画値

施設	実績	本計画期間の見込み				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み	—	—	—	—	—	—
③ 確保の内容	0	0	0	0	0	0
② - ①	—	—	—	—	—	—

※実施か所数

※修正 平成 28 年度実施 → 要望・利用意向に応じて検討

## (6) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

### 事業概要と現状

本事業は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童や、疾病、介護等により家庭での養育ができない児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、公共施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の遊び及び生活を支援することを通して、児童の健全育成を図る事業となります。

### 今後の方向性

本村では、入会児童についてはすでに見込み量を超えており、量の見込み量の確保は出来ていますが、利用においては一人当たりの面積要件が国基準より下回っている状況にあり、平成 29 年度において児童クラブ数の増を図り、より充実を目指します。

### ※修正点

利用定員において当初の届出の面積要件からの利用定員数について修正があり、木原児童クラブ開始届 40 名→修正 75 人となり、大谷児童クラブ 60 名、木原児童クラブ 75 人、大谷第 2 児童クラブは余裕教室を利用している状況となります。

登録数においては大谷児童クラブ、木原児童クラブ共に利用定員数を超えていますが、日々の利用状況は大谷児童クラブ定員内、木原児童クラブは若干超える日がある程度であり、児童数の減少が見込まれる中、平成 31 年度までは現状のクラブ数の実施といたします。

※修正 平成 29 年度 4 クラブ実施 → 3 クラブ実施